

## 平成 21 年度（独）国民生活センターの

### 「消費者問題出前講座」を全国各地で開催します！

（社）全国消費生活相談員協会  
理事長 下谷内 富士子

当会では、平成 13～20 年度の 8 年間に、全国約 14,000 ヶ所で「消費者問題出前講座」を開催し好評を博してきました。平成 21 年度も引き続き高齢者・障害者の方々とその周りの方々、小学校から高校までの児童・生徒やその保護者および大学生・専門学校生、子育て世帯、市民講師として活躍したいという意欲のある方々を対象に、消費者問題に詳しい講師（当会々員）を全国へ無料で派遣し講座を行います。消費者契約トラブルの事例とその解決方法、契約の基礎知識、子どもに起こりやすい事故など、消費生活の安全・安心にかかわる情報満載の講座をどうぞご活用ください！

全国の消費生活センター等には 100 万件を超える消費者相談が寄せられています。その中で高齢者や若者の消費者トラブルは相変わらず多くあります。高齢者では健康食品や布団などの次々販売、架空請求、未公開株や実態のない出資話などの利殖商法トラブルがあります。社会経験が十分でない若者では携帯電話やネット関連トラブル、マルチ商法による被害があります。また、子どもについては商品等による被害もあります。これらへの対処方法をわかりやすくお伝えします。

下記の要領で実施いたしますので、積極的にご活用くださいますよう、ご案内申し上げます。  
全国各地からのお申し込みをお待ちしております。

#### 記

1. 講師 当会々員
2. 講師料 無料（講師料及び交通費は当会で負担し、資料は当会で用意します）
3. 対象別講座と回数 全国 1,500 ヶ所（先着申込順）
  - ・高齢者・障害者、その周りの方々向け講座 1,000 回
  - ・若年層向け講座（小学生から高校生とその保護者、大学生・専門学校生、未就学児を持つ子育て世帯） 400 回
  - ・市民講師育成講座（消費者トラブルの被害防止のために地域でボランティア講師を行うための講師育成講座） 100 回
4. 受講人数 1 講座 原則 20 名以上
5. 講座実施時間 原則 1 回 1 時間
6. 会場 無料で借用できる会場の準備をお願いいたします。
7. 申込受付期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 2 月 28 日
8. 講師派遣期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 15 日
9. 申込方法 別紙「申込書」にご記入のうえ、FAX、または当会々員までご提出ください。
10. 申込・問合せ先 （社）全国消費生活相談員協会 事務局（本事業受託先）  
〒108-8566 東京都港区高輪 3-13-22 国民生活センタービル内  
TEL 03-3449-2749（出前講座専用・月～金 10:00～17:00 受付）  
FAX 03-3448-9830

#### （社）全国消費生活相談員協会 とは

全国の消費生活センターなどで消費生活に関する相談を担当している消費生活専門相談員などを会員とする消費者問題の専門家集団です。